

第二次松阪市地域公共交通計画策定業務 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市においては、人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の多様化に加え、深刻な運転手不足などにより、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。一方で、高齢者単身世帯の増加や運転免許証の自主返納等に伴い、自力での移動が困難な交通弱者の移動手段確保のニーズは依然として高く、将来にわたって持続可能な交通ネットワークを維持・確保することが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、国土交通省が示した「地域公共交通計画のアップデートガイダンス」においては、地域交通の利便性・生産性・持続可能性を向上させるため、客観的なモビリティデータ等を活用した交通空白地・潜在的ニーズの的確な把握や、まちづくり、医療、福祉、教育等の多様な分野と連携し、協働を促す「司令塔」としての役割が求められている。本市においても、単なるこれまでの施策の踏襲にとどまらず、地域の関係者との合意形成を図りながら、地域交通の抜本的な「リ・デザイン(再構築)」を進める必要がある。

これらを踏まえ、現行の「松阪市地域公共交通計画」の成果と課題を検証し、新たな国の指針や本市の実情に即した、実効性の高い「第二次松阪市地域公共交通計画」を策定するものである。については、本業務に必要な高度なデータ分析能力と、多様な関係者をまとめる優れたファシリテーション能力を有し、円滑に業務を遂行できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2. 業務の内容

(1) 名称

第二次松阪市地域公共交通計画策定業務

(2) 内容

詳細は別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月27日まで。

(4) 提案上限額

8,954,000円(税込)

3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、第二次松阪市地域公共交通計画策定業務の趣旨と目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業で、参加申請書提出日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 松阪市契約規則(平成 17 年松阪市規則第 64 号)第5条の規定による一般競争入札有資格者名簿(業務委託)の大分類「調査検査業務」、中分類「計画策定・コンサルティング」に登録があること。また、三重県内の本社又は事務所、支所等を設けていること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領(松阪市告示第 150 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去 5 年間(令和3年度～令和7年度)に、地方公共団体が発注した、国が定める基本方針に基づく地域公共交通計画策定に係る業務を受託し完了した実績を有すること。
- (10) 配置予定技術者は、参加申請書に記載された所属の企業に常時雇用されている者とする。

- (11)管理技術者及び照査技術者は過去5年間(令和3年度～令和7年度)に(9)で掲げる業務に従事し、完了実績があること。
- (12)管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

4. 企画提案にあたっての留意事項について

(1)プロポーザル実施要領等の承諾

参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2)プロポーザル参加費用の負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3)提出書類の取扱い

提出書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却はしない。

(4)情報公開の扱い

提出書類については、松阪市情報公開条例(平成 17 年松阪市条例第 6 号)に基づき、基本的に情報公開の対象となる。

(5)提案の無効

次のいずれかに該当するときは無効とする。

- ①資格要件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④信義に反する行為があったとき。
- ⑤その他選考に係る不正行為があったもの。

(6)その他

プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたっては仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

5. 契約保証金について

契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条(平成 17 年松阪市規則第 64 号)に基づき、契約締結時に契約保証金を納付すること。契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

6. 参加申請について

(1)所管課(申請書等の提出先)

松阪市産業文化部商工政策課

住所:〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

電話:0598-53-4184

FAX:0598-22-0003

E-mail:koutu@city.matsusaka.mie.jp

(2)プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	4月24日(金)
参加申請にかかる質問提出期限	5月19日(火)
参加申請にかかる質問回答期限	5月20日(水)
参加申請書提出期限	5月22日(金)
参加資格審査結果通知日	5月26日(火)
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	5月29日(金)
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	6月3日(水)
企画提案書及び提案見積書等提出期限	6月5日(金)
参加辞退届提出期限	6月5日(金)
一次審査(書類審査)の実施	6月8日(月)
一次審査(書類審査)結果通知日	6月9日(火)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施	6月中旬(予定)
最優秀提案者の決定	6月下旬(予定)
業務委託契約締結	6月下旬(予定)

(3)プロポーザル実施要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間:令和8年4月24日(金)から令和8年6月5日(金)まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時30分まで。ただし正午から午後1時を除く。

閲覧場所:(1)に記載の所管課

閲覧内容:第二次松阪市地域公共交通計画策定業務プロポーザル実施要領及び仕様書

※市のホームページよりダウンロードが可能。

(4)参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限:令和8年5月22日(金)午後5時(必着)

提出場所:(1)に記載の所管課

提出方法:持参又は郵送(書留、簡易書留、特定記録郵便)による送付に限る。

※郵送の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類:①参加申請書(様式第1号)

②事業者概要(沿革、代表者の履歴等)・・・(任意様式)

③業務実績調書(様式第2号)及び契約書の写し等

・地方公共団体と締結した契約書の写し等(地域公共交通計画策定業務を受託し、契

約を履行した内容の確認がとれるもの)を添付すること。

④業務実施体制(様式第3号)

・取得している資格等を確認できる証明書等の写しを添付すること。

⑤担当者実績調書(様式第4号)

・申請書に記載された企業に所属していることが確認できる身分証明書等の写しを添付すること。

・実績確認ができる書類を添付すること。

⑥納税に関する証明書(発行から3か月以内のもの)

・法人税(国税)並びに消費税及び地方消費税の完納証明

※提出書類は、証明書等を除き A4 版とする。

※様式第2号、第3号、第4号は事業者の判断で改ページや行列の調整を行ってもよい。

ただし、複数ページ作成する場合は必ずページ番号を付番すること。

(5)参加申請にかかる質問提出期限

令和8年5月19日(火)午後5時まで(必着)

※質問の要旨を質問書(様式第7号)に記載し、(1)に記載の所管課に原則として電子メール(ファクシミリでも可)で送信すること。

(6)参加申請にかかる質問回答期限

原則として、令和8年5月20日(水)までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

(7)参加資格審査結果通知日(※参加資格者の決定)

通知日:令和8年5月26日(火)

通知方法:文書又は電子メールにより参加者へ送信する。

(8)企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期間

令和8年5月29日(金)午後5時まで(必着)

※質問の要旨を質問書(様式第7号)に記載し、(1)に記載の所管課に原則として電子メール(ファクシミリでも可)で送信すること。

(9)企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限

原則として、令和8年6月3日(水)までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

(10)企画提案書提出期限、提出場所、提出方法及び提出書類記載内容等

提出期限:令和8年6月5日(金)午後5時(必着)

提出場所:(1)に記載の所管課

提出方法:持参又は郵送(書留、又は簡易書留、特定記録郵便)による送付に限る。

※郵送の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類:①企画提案書(様式第5号を含む)

②提案見積書(様式第6号)

③付属資料(任意)

【企画提案書作成上の留意事項】

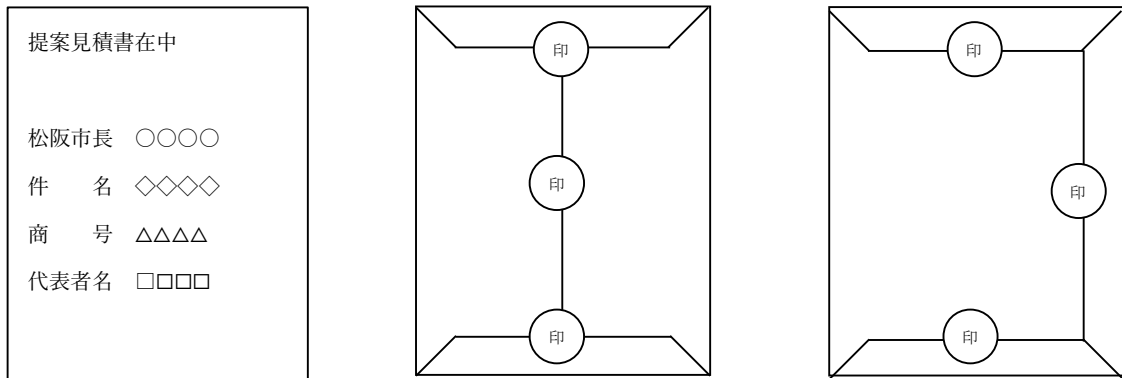
- ①企画提案書の様式は、A4 縦長横書き両面とすること。
- ②企画提案書1部は袋綴じして「正本」とする。正本には、様式第5号「企画提案書」を添え、社名を表紙に記載した上で、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。
- ③印を押さない(※社名は一切削除する。)企画提案書を「副本」として、9部作成し、電子媒体1部を添付すること。電子媒体には、紙媒体で提出する文書すべてを含めること。電子媒体は、PDF形式または、Microsoft Office形式とする。
- ④本市の方向性に沿って業務を行うことができるかどうかを審査するため、企画提案書は<選考基準>に沿って提案内容を分かり易く具体的に記述すること。その他、仕様書に従って積極的な提案を行うこと。
- ⑤企画提案書は、全部で20ページ以内に収めること。また、必ずページ番号を表記すること。
- ⑥本市の提示した「実施要領や仕様書の記載のとおり」といった記述にしないこと。
- ⑦契約締結の際には、本プロポーザルの仕様書に加え、企画提案書一式を添付するので、実現不可能なものではなく、確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載された内容は、全て提案者が実現を約束したものとする。
- ⑧仕様書に記載している内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- ⑨提案見積額に加算していない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けない。

【提案見積書記載上の留意事項】

- ①提案見積書は、様式第6号に従い作成すること。
- ②提案見積書は、企画提案書とは別に作成すること。
- ③提案見積書については、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。
- ④件名は横書きで、「第二次松阪市地域公共交通計画策定業務」と記載すること。
- ⑤提案見積書提出の際は封筒に入れ、封筒に封印、封緘(封の糊付け)、封筒の継ぎ目に封印(押印)すること。印は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を使用し、封筒の継ぎ目3か所へ押印すること。

【参考例】

提案書見積書用封筒(表) 提案書見積書用封筒(裏)



【無効提案(見積り)】

次の各号のいずれかに該当する提案(見積り)は無効とします。

- ①提案者が同一事項の提案(見積り)に対し、二つ以上の提案(見積り)をしたとき。
- ②提案見積書の金額、名前、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい提案(見積り)。
- ③提案見積額に関して、桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされた場合。
- ④提案者が提出期限までに提案見積書を提出しないとき。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、価格提案に関する上限に違反したとき。
- ⑥提案見積書用封筒に封緘(封の糊付け)、封印のないもの。

8. 一次審査(書類審査)について

企画提案書及び提案見積書が6者以上の事業者により提出された場合、一次審査(書類審査)を実施し、上位5者を選考する。応募数が5者以下の場合、一次審査は実施しない。

(1)一次審査…非公開

実施日時:令和8年6月8日(月)

実施場所:松阪市役所内(三重県松阪市殿町1340番地1)

(2)審査方法

- ①本市が設置する第二次松阪市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会事務局において審査を行い、二次審査(プレゼンテーション審査)に進む事業者を選考する。
- ②審査は、提出された書類の内容により評価し、評価点の高い5者を選定するものとし、採点は以下の手順で行う。

ア。「参加事業者の実績」については、令和3年度から令和7年度に地方公共団体が発注した国が定める基本方針に基づく地域公共交通計画の策定に係る業務を受託し、完了した実績数を基に計算する。

評価点＝実績数÷参加事業者最大実績数×10点(配点)

※算出した評価点に端数がでた場合、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。

※実績の最大申請数は20件とする。

イ。「管理技術者及び照査技術者の能力及び実績」については、公益社団法人日本技術士会が認定した技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画又))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者について、それぞれ10点加点する。

併せて、管理技術者及び照査技術者の実績について、担当者として令和3年度から令和7年度に地方公共団体が発注した国が定める基本方針に基づく地域公共交通計画の策定に係る業務を受託し、完了した実績数を以下のとおり採点する。

評価点＝管理技術者・照査技術者の実績数(配点)×2

※算出した評価点に端数がでた場合、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。

※実績の最大申請数は5件とする。

※「参加事業者の実績」と重複して問題ない。

ウ. 業務内容の理解度については、各項目別に<審査基準>のとおり採点を行う。

(3) 審査結果

審査結果は、令和8年6月9日(火)に参加申請書(様式第1号)に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

9. 二次審査(プレゼンテーション審査)について

(1) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリングの実施)…非公開

実施日時: 令和8年6月中旬(予定)

実施場所: 松阪市内

※実施日時及び場所については、参加資格審査結果とともに通知する。

実施時間: 1提案者約35分

内訳としては、説明20分、ヒアリング15分とする。なお、説明が20分に満たない場合は、説明の残り時間をヒアリングの時間に加える。

留意事項: ①当日の追加資料は認めない。

②説明及びヒアリングは対面にて実施する。

- ③プロジェクター、スクリーン、マイクは松阪市が用意する。プロジェクターへ投影するための端末は事業者側で用意すること。
- ④説明にあたり、別途機材が必要な場合は使用する場合は予め申し出ること。
- ⑤実施状況により、対面での実施が難しい場合にのみ、web 会議システム(WebEx、Zoom 等)にて二次審査を行う。その場合は、参加事業者へ事前に通知する。
- ⑥説明及びヒアリングは本業務の担当者行うこと。なお、説明及びヒアリングは担当者であれば複数名で行ってもよい。

(2) 審査方法

- ①第二次松阪市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会において審査を行う。
- ②審査は、企画提案内容と提案見積額の評価にて実施し、＜選考基準＞に基づき各配点を合算した総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。ただし、提案見積額が提案上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。なお、二次審査は、一次審査の結果を考慮しない。
- ③「企画提案」については、提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により評価し、採点は以下の手順で行う。
 - ア. 評価基準項目別に＜審査基準＞のとおり採点を行う。
 - イ. 委員の採点の平均値を評価基準項目評価点とする。
$$\text{評価基準項目評価点} = \frac{\text{各委員採点の採点の合計}}{\text{審査委員数}}$$
- ※算出した評価点に端数がでた場合、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出する。
- ウ. イで求めた評価基準項目評価点を合計したものを企画提案点とする。なお、得点が50点に満たない場合は、選考から除外する。
- ④「業務実績」については、「8. 一次審査(書類審査)について」の「(2)審査方法」にて記載ア、イと同基準で採点を行い、その得点に対して 1/10 を乗じた点数を「業務実績」の点とする。なお、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。
- ⑤「価格評価」については、提案見積書を基に次の算式により評価する。
$$\text{価格評価点} = (\text{最低提案見積額} / \text{提案見積額}) \times 5$$
- ※算出した評価点に端数がでた場合、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出する。
- ⑥総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、以下の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。
 - ア. 企画提案の合計点が高い者
 - イ. 計画策定にかかる調査分析に係る点数が高い者

ウ. 以上においても同点の場合は、くじにより最優秀提案者を決定する。

⑦次の要件に該当した場合は、選定基準の対象から除外する。

ア. 選定基準に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ. 提出書類等に虚偽または不正があった場合

ウ. 提出期間を超過してから提出書類等が提出された場合

エ. 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合

オ. 提出書類等提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合

カ. その他不正行為があった場合

(3)選定結果の通知

選定の結果は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため選定結果を公表する。

9. 支払いについて

委託料は、業務が完了し、履行確認を行った後、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

10. その他

(1)参加辞退

参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届(様式第8号)を使用し、参加辞退届の提出期限(令和8年6月5日(金)午後5時必着)までに、「6 参加申請について(1)」に記載の所管課へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。郵送の場合は、必ず書留、または簡易書留、特定記録郵便とすること。

<選考基準>

一次審査(書類審査)

評価項目	評価点、判断基準等	配点
(ア) 参加事業者の実績	令和3年度から令和7年度の類似業務実績(※1)の数 (最大20件)	10点
(イ) 管理技術者の 能力及び実績	公益社団法人日本技術士会が認定した技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画)のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有している者のみ加点	10点
	令和3年度から令和7年度の類似業務実績(※1)の数 (最大5件)	10点
(イ) 照査技術者の 能力及び実績	公益社団法人日本技術士会が認定した技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画)のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有している者のみ加点	10点
	令和3年度から令和7年度の類似業務実績(※1)の数 (最大5件)	10点
(ウ) 業務内容の理解度	本市における公共交通の課題認識と地理特性の理解があるか。	10点
	他市における公共交通への取り組み内容はどのようなものか。	10点

(※1)地方公共団体が発注した、国が定める基本方針に基づく地域公共交通計画の策定に係る業務を受託し、完了した実績

二次審査(プレゼンテーション審査)

評価項目		評価点、判断基準等	配点	
企画提案	業務内容の理解度	本市における公共交通の課題認識と地理特性の理解があるか。	5点	90点
		他市における公共交通への取り組み内容はどのようなものか。	5点	
	計画策定にかかる調査分析	計画策定に向けた現況調査内容は充実した内容となっているか。また、本市の公共交通のニーズを図る上で、十分な内容であるか。	15点	
		現況調査に対する分析手法は専門的な技術を用いており、本市の課題を計画へ反映できるものとなっているか。	15点	
	取り組み提案	提案内容は、仕様の実現に向けた内容が網羅されているか。	10点	
		仕様書の内容に加え、有益な独自の追加提案があるか。公共交通に対する新たな取り組みの提案はあるか。	10点	
	計画策定に向けた対応	提案は国土交通省の示す地域公共交通計画のアップデートガイドンスに沿っており、明示された内容となっているか。	10点	
	業務体制	業務体制が明示されており、かつ業務を円滑に進める体制となっているか。	5点	
	質疑応答	質疑に対して端的かつ的確に応答したか。	5点	
	プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容は分かりやすいか。	5点	
スケジュール	業務工程に妥当なものか。	5点		
業務実績	参加事業者の実績	令和3年度から令和7年度の類似業務実績(※1)の数	1点	5点
	管理技術者の能力及び実績	公益社団法人日本技術士会が認定した技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画)のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有している者のみ加点	1点	
		令和3年度から令和7年度の類似業務実績(※1)の数	1点	
	照査技術者の能力及び実績	公益社団法人日本技術士会が認定した技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画)のいずれか)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有している者のみ加点	1点	
		令和3年度から令和7年度の類似業務実績(※1)の数	1点	
価格評価	提示された各事業者の見積額から相対的に評価する。	5点		

(※1)地方公共団体が発注した、国が定める基本方針に基づく地域公共交通計画の策定に係る業務を受託し、完了した実績

<企画提案審査基準>

次の規定に基づき各項目を採点する。

提案度合い	配点:15	配点:10	配点:5
優れた提案である。	15点	10点	5点
やや優れた提案である	12点	8点	4点
本市で想定していた程度の提案である(基準点)	9点	6点	3点
やや低いレベルの提案である。	6点	4点	2点
低いレベルの提案である	3点	2点	1点
記述のないもの	0点	0点	0点